

標茶町引退乗用馬飼養支援補助金交付規則

令和6年7月31日規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、標茶町が推進する移住・定住促進事業「馬と共に暮らせる町…標茶」に賛同し、標茶町で乗用馬の育成管理をしている事業者（以下「事業者」という。）が受入れる引退乗用馬の飼養に係る経費の一部を助成することによって乗用馬の文化・育成管理技術の継承を図り、標茶町における関係人口の創出に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「引退乗用馬」とは、乗馬クラブ等で飼養されていた乗用馬であって、繁殖及びその他の用途から引退した去勢馬、妊娠していない牝馬で余生を送る馬をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、町税等に滞納がある事業者及び標茶町暴力団排除条例（平成25年標茶町条例第2号）第2条に規定する暴力団員等である者は対象としない。

- (1) 標茶町が推進する移住・定住促進事業「馬と共に暮らせる町…標茶」に賛同している事業者であること。
- (2) 馬匹所有者と馬匹預託契約を締結していること。

(補助金額)

第4条 補助金額は1頭につき月額40,000円を限度とし、予算の範囲内とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、標茶町引退乗用馬飼養支援補助金交付（変更）申請書（別記様式第1号）によりその都度申請を行うものとし、併せて次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 馬匹預託契約書の写し

(2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条による申請を受けたときは、これを審査し、補助の可否の決定を標茶町引退乗用馬飼養支援補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号)により事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、当該決定を受けた補助期間内に第5条で申請した事項に変更が生じた場合は、標茶町引退乗用馬飼養支援補助金交付(変更)申請書(別記様式第1号)により速やかに提出、その承認を得なければならない。

(変更等の承認)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し適当であると認めたときは、標茶町引退乗用馬飼養支援補助金交付変更承認通知書(別記様式第3号)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 第6条の規定による補助金の交付決定を受けた事業者は、毎月10日までに、標茶町引退乗用馬飼養支援補助金交付請求書(別記様式第4号)により町長に請求するものとする。

2 町長は前項の規定による補助金の請求があったときは、速やかに審査し、適当と認められるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (3) 特別な事由もなく町税等を滞納したとき。

(実績報告)

第11条 補助金の交付を受けた事業者は、当該決定を受けた日に属する年度の翌年度の4月20日までに、標茶町引退乗用馬飼養支援補助金実績報告書(別記様式第5号)により報告を行うものとし、併せて次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 飼養支援助成証明書(別記様式第6号)又は飼養支援を証明する書類

(2) 町長が必要と認める書類

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年8月1日から施行する。

年 月 日

（申請先）標茶町長

申請者 住 所
氏 名
連絡先

㊟

標茶町引退乗用馬飼養支援補助金交付（変更）申請書

標茶町が推進する移住・定住促進事業「馬と共に暮らせる町…標茶」に賛同し、標茶町引退乗用馬飼養支援補助金交付規則第5条の規定により、 年度標茶町引退乗用馬飼養支援補助金の交付について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 馬匹所有者			
2 馬匹所有者所在地			
3 預託馬	馬名（年齢）	（生年月日 ）	
	特徴	毛色	性別 その他
4 契約月日	年 月 日		
5 預託額	月額	円	
6 添付書類	馬匹預託契約書の写し その他（ ）		
7 その他			

標茶町指令第 号
年 月 日

様

標茶町長

㊟

標茶町引退乗用馬飼養支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度標茶町引退乗用馬飼養支援補助金について標茶町引退乗用馬飼養支援補助金交付規則第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定区分	1 交付する 馬名： 2 交付しない 【交付しない理由】
2 交付決定額	月額 円
3 その他	

ただし、次の事項を承認されたい。

- 1 この補助金は、経費以外に支出してはならない。
- 2 事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ町長に承認を得ること。
- 3 この補助金について、町から指示又は書類の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 事業完了1月以内、又は当該決定を受けた日に属する年度の翌年度の4月20日までの、どちらか早い日に別記様式第4号「標茶町引退乗用馬飼養支援補助金実績報告書」を作成し町長に提出しなければならない。
- 5 補助条件に違反したとき、又は不正な行為がなされたときは、補助金交付の決定を取り消し、若しくは補助金の全部又は一部を返却させるものとする。
- 6 補助を受けた者は、補助事業に関する書類、帳簿等を備え、当該補助事業の完了日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

様

標茶町長

印

標茶町引退乗用馬飼養支援補助金交付変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度標茶町引退乗用馬飼養支援補助金について標茶町引退乗用馬飼養支援補助金交付規則第 8 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 馬匹所有者	
2 馬匹所有者所在地	
3 決定区分	1 承認する 2 承認しない 馬名： 【承認しない理由】
4 変更承認内容	
5 その他	

ただし、次の事項を承認されたい。

- 1 この補助金は、経費以外に支出してはならない。
- 2 事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ町長に承認を得ること。
- 3 この補助金について、町から指示又は書類の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 事業完了 1 月以内、又は当該決定を受けた日に属する年度の翌年度の 4 月 20 日までの、どちらか早い日に別記様式第 4 号「標茶町引退乗用馬飼養支援補助金実績報告書」を作成し町長に提出しなければならない。
- 5 補助条件に違反したとき、又は不正な行為がなされたときは、補助金交付の決定を取り消し、若しくは補助金の全部又は一部を返却させるものとする。
- 6 補助を受けた者は、補助事業に関する書類、帳簿等を備え、当該補助事業の完了日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

年 月 日

（請求先）標茶町長

請求者 住 所
氏 名
連絡先

印

標茶町引退乗用馬飼養支援補助金交付請求書

年 月 日標茶町指令第 号で交付決定通知のありました 年度標茶町引退乗用馬飼養支援補助金の交付について、標茶町引退乗用馬飼養支援補助金交付規則第9条の規定により、年 月分について下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額	円	
2 交付決定内容	馬名（頭数）	（ 頭）
	月内訳	頭 × 円
3 振込先	金融機関名	
	本・支店名	本 店 ・ 支 店
	預金種別	
	口座番号	
	（フリガナ） 預金口座名	（ ）

年 月 日

（提出先）標茶町長

住 所
氏 名
電話番号

印

年度 標茶町引退乗用馬飼養支援補助金実績報告書

年 月 日標茶町指令 号で交付決定を受けた 年度標茶町引退乗用馬
飼養支援補助金について関係書類を添えて報告します。

記

1 飼養支援助成証明書（別記様式第 6 号）又は飼養支援を証明する書類

2 その他

年 月 日

（提出先）標茶町長

馬匹所有者
住 所
氏 名

印

飼養支援助成証明書

下記の者に預託している引退乗用馬について、預託期間内（ 年度内）に飼養支援金の助成があったことを証明します。

1 預託馬 管理者	氏 名	
	所在地	
2 預託馬	馬 名	
	預託額	年度合計額 円
3 飼養支援助成期間		年 月 ～ 年 月
4 飼養支援金の額		年度合計額 円